医政地発 0808 第１号
医政研発 0808 第１号
令 和 元 年 ８ 月 ８ 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医政局研究開発振興課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る適切な予算執行の徹底について

地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第６条及び第７条の規定に基づき、都道府県が地域の実情に応じて、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するための経費の全部又は一部を支弁するために消費税を財源として創設されたものであり、これまで厚生労働省においては、対象事業区分ごとの標準事業例を示し、政策目的に合った事業が実施されるようヒアリングや事業計画の審査等を通じて都道府県に助言等を行う一方、地域の実情や創意工夫を最大限尊重する観点から幅広に充当を認めてきたところです。

ただし、本基金は消費税という国民の直接的な負担を財源とする制度であり、本基金により実施する事業について、その適切性、効率性等を踏まえた運営を行うことは当然であることから、今般、本基金の適切な執行を徹底するため、本基金の財源を充当することが適切でない経費について、既にお示ししているものも含めて別紙のとおりリスト化して明示するとともに、各都道府県における令和元年度事業計画について不適切な充当に該当していないか確認させていただくこととといたしました。

各都道府県におかれては、令和元年度に実施する予定である各事業ごとの事業計画が別紙１及び別紙２に示した項目に該当していないかについてチェックリストに記入いただき、令和元年８月 15 日までに厚生労働省医政局地域医療計画課まで御提出をお願いします。なお、今回提出いただいたチェックリストにより不適切な充当に該当していると判明した事業については事業申請ができないこと、事業計画案の事前調整で厚生労働省からの修正意見が反映されていない事業につきましては、個々の費目も含めて、厳正に審査を行い、事業計画として不適切である事業として計画案修正の調整を行うとともに、次年度の配分額に影響が生じる可能性があることを申し添えます。

また、「ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を申請する都道府県については、地域医療情報連携ネットワーク（以下「地連ＮＷ」という。）が、整備後、長期間活用されていないなどの実態がある旨の指摘を会計検査院から受けたことを踏まえ、地

連ＮＷの有用性や費用内訳について把握することとしたので、資料（提出資料１）を併せてご提出ください。

　なお、事業の効果についても定量的な評価指標を用いて評価を行うことを検討しており、詳細が決定次第、御連絡します。

別　紙　1

地域医療介護総合確保基金（医療分）を財源とすることが不適切な事業

① 「ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業にかかる地域医療情報連携ネットワークのランニングコスト等（詳細は別紙２参照）

② 三位一体改革で一般財源化された事業及び地方単独事業への単なる付替えとなる事業（留意事項通知第１、１（２）、配分方針２（３））

③ 他の国庫補助で措置されている事業（留意事項通知第１、１（２））

④ 診療報酬で措置されている事業（留意事項通知第１、１（２））

⑤ 施設整備及び設備整備等、特定の事業者の資産形成につながる事業であって、事業者負担を求めていない事業（留意事項通知４（２））
※都道府県立病院の事業の場合、基金からの支出とは別に、病院事業としての支出も必要となります。

⑥ 医師修学資金貸与事業において、医師修学資金チェックシートの要件をすべて満たしていない場合（配分方針２（４）、キャリア形成プログラム指針５）

※管理運営要領：「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年９月 12 日付け医政発 0912 第５号・老発 0912 第１号・保発 0912 第２号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長連名通知（平成 31 年４月 26 日最終改正））別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」

※配分方針：「平成 31 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の配分方針等及び調査票等の作成について」（平成 31 年 2 月 15 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）別添「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る平成 31 年度配分方針等について」

※留意事項通知：「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成 31 年度の取扱いに関する留意事項について」（平成 31 年４月 26 日付け医政地発 0426 第２号・老高発 0426 第２号・老振発 0426 第１号・保連発 0426 第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局高齢者支援課長、老健局振興課長及び保険局医療介護連携政策課長連名通知）

※キャリア形成プログラム指針：「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成 30 年７月 25 日付け医政発第 0725 第 17 号厚生労働省医政局長通知）別紙「キャリア形成プログラム運用指針」

別　紙　２

「ICT を活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業に対する地域医療介護総合確保基金の充当に関する整理

地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）の「ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」の事業費に対する基金財源の充当の可否については、当該事業が地域医療構想の実現に資する事業であることを前提として、以下の整理に従うものとする。

Ⅰ　基金の使途区分による整理

（１）地連ＮＷの構築費用（イニシャルコスト）

基金の対象として認める。例としては以下①～⑤のとおり。

① 地連ＮＷのデータセンターにおけるサーバー等の構築費
② 各医療機関における開示用サーバーの構築費
③ 各医療機関における情報連携用の SS-MIX サーバーの構築費
④ 回線の構築費
⑤ セキュリティ対策構築費

※ネットワークの手段としてタブレット端末等を導入する場合があるが、診療情報等の情報共有を目的として使用する場合にのみ基金の対象として認めるものとする。したがって、導入した端末が、診療に関わるもの以外のネット閲覧、ゲームアプリのダウンロード等が可能である場合は基金の対象として認められない（端末の機能としてこれらの操作が可能な場合は、端末に利用制限をかける、運用ルールを定め利用者間で厳守する等の制限を行うことにより、基金の対象として認められる。）。

（２）地連ＮＷの更新費用（リプレースコスト）

地連ＮＷ（上記（１）①～⑤）の更新に係る費用については、事業の目的が、当該地連ＮＷの機能の追加や見直しであり、それらの目的を実現するための手段としてサーバーの更新も含まれる場合に基金の対象として認める。

（３）　各医療機関に設置している電子カルテや部門システム（病院情報システム）は、各医療機関自らの利便性向上や利益に資するものであり、基金の対象とは認めない。例としては、以下①～④のとおり。

① 各医療機関の電子カルテ導入・更新費用（人件費を含む）
② 各医療機関の院内部門システム導入・更新費用（人件費を含む）
③ 各医療機関の電子カルテ保守料
④ 各医療機関の院内部門システム保守料

（４）地連ＮＷの維持費（ランニングコスト）

基金の対象とは認めない。例としては、以下①～⑨のとおり。

① 地連ＮＷのデータセンターにおけるサーバー等の保守料
② 各医療機関における開示用サーバーの保守料

③　各医療機関における情報連携用の SS-MIX サーバーの保守料
④　回線の保守料
⑤　運営主体人件費（給与、手当、共済費、賃金等）
⑥　運営主体事務局経費（家賃、光熱水費等）
⑦　普及啓発のための経費（宣伝費）
⑧　需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等）
⑨　諸謝金・旅費

【例外措置】⑤～⑨については、立ち上げ時には会費収入がないことを踏まえ、立ち上げ初年度に限り、地連ＮＷの構築費用（イニシャルコスト）として基金の対象と認める。

Ⅱ　基金の補助対象者による整理

開設主体が同一の法人である施設間に限定した医療情報連携のための費用については、当該情報連携は当該法人のみに裨益するものであることから、基金の対象とは認めない。

Ⅲ　激変緩和措置

（１）上記Ⅰの（４）①～⑥の経費については、以下の激変緩和措置を設ける。

①　令和元年度中の当該地連ＮＷの会員施設からの会費収入による自立的な運営が困難な場合には、令和元年度から令和３年度に限り、基金の対象として認める。

②　ただし、令和２年度に基金の対象として認められる金額は、令和元年度に激変緩和措置として認めた金額の２／３以下とする。令和３年度に基金の対象として認められる金額は、令和元年度に激変緩和措置として認めた金額の１／３以下とする。

③　激変緩和措置を申請する場合には、提出資料１の理由記載欄（１）に、地連ＮＷの会費収入による自立的な運営を実現するための、会費収入の増加や支出の削減に係る具体的な改善計画を記載すること。具体的な改善計画がない場合には、激変緩和措置は適用されないので留意すること。

また、初年度に激変緩和措置が適用された場合であっても、改善計画に沿った対応を行っていない場合には、次年度以降、激変緩和措置は適用されないので留意すること。

（２）上記Ⅰの（４）⑦～⑨の経費については、以下の激変緩和措置を設ける。

①　令和元年度に限り、既に成立している各都道府県予算や既に行われている各地域での取組状況等を踏まえ、基金からの支出がやむを得ず必要な場合には、基金の対象として認める。

②　激変緩和措置を申請する場合には、申請理由を詳細に確認するため、提出資料１の理由記載欄（２）に理由を記載すること。

【別添１】令和元年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業計画　不適切な経費充当チェックリスト（ICT事業以外）

※赤字の項目はプルダウンメニューより選択

都道府県名	事業番号	事業区分	事業名	②について	③について	④について	⑤について	⑥について	備考（該当ありの場合の対応等）
				○三位一体改革で一般財源化された事業及び地方単独事業への単純な付け替えに該当しない	○他の国庫補助で措置されているものに該当しない	○診療報酬で措置されている事業に該当しない	○特定の事業者の資産形成につながる事業であるが、適切な事業者負担を求めている	○医師修学資金チェックシートの項目に全てチェックが入っている	

【別添２】令和元年度ＩＣＴを活用した地域医療情報連携ネットワーク基盤の整備事業　不適切な経費充当チェックリスト

※赤字の項目はプルダウンメニューより選択

都道府県名	事業番号	事業区分	事業名	（１）地連NWの構築費	（２）地連NWの更新費	（３）電子カルテ本体 部門システム	（４）地連NWの維持費	（５）同一法人のネットワーク 構築	備考（×ありの場合の理由等）
				○地連NWの構築費に該当する	○地連NWの更新費に該当するが、地連NW機能の追加や見直しを含む	○電子カルテ本体、部門システム構築費を含まない	○ 地連NWの維持費を含まない	○同一法人の NW構築を含まない	

ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備事業　計画書

提出資料1

都道府県名：

地域医療情報連携ネットワーク名			
事　業　名		事業実施年度	
地域医療情報連携ネットワークの対象となる圏域			
医療計画、地域医療構想における記載			
事業概要 （地域医療構想へ果たす役割、事業の効果など）			
ユースケース			

定量的指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	左欄以外の定量的指標・地連の評価
開示医療機関数（A）				
閲覧医療機関数（B）				
対象となる圏域にある医療機関数（C）				
医療機関参加率　（A＋B）／（C）	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
登録患者数（D）				
対象となる圏域の人口（E）				
患者登録率　（D）／（E）	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
地連NWへのアクセス数(月間）（F）				
アクセス医療機関数（月間）（G）				
1アクセス当たりの基金投入額 （H＋I）／(F×12)	#DIV/0!	#DIV/0!	－	

※事業ごとではなく、地域医療情報連携ネットワークごとに作成してください。

※申請する地域医療情報連携ネットワークの概要が分かる資料を添付してください。

「開示医療機関数（A）」について、令和元年度及び令和2年度に新たに参加する医療機関名

※令和元年度及び令和2年度に新たにネットワークに参加する開示医療機関名を記載してください。

※開示医療機関数が増加するものの開示医療機関名が記載できない場合には、現在の取組状況と今後の取組予定を記載してください。

「閲覧医療機関数（B）」について、令和元年度及び令和2年度に新たに参加する医療機関名

※令和元年度及び令和2年度に新たにネットワークに参加する閲覧医療機関名を記載してください。

※閲覧医療機関数が増加するものの閲覧医療機関名が記載できない場合には、現在の取組状況と今後の取組予定を記載してください。

医療機関以外の参加施設数 （平成30年度、令和元年度、令和2年度）

※開示医療機関、閲覧医療機関以外の、薬局、訪問看護ステーション、介護施設等の参加施設数をそれぞれの区分ごとに、3カ年分記載してください。

令和元年度及び令和2年度は見込み数を記載してください。また、参加施設数増加に向けた取組状況を記載してください。

登録患者数（D）の根拠（具体的な取組み）

※登録患者数を見込んだ根拠（現在の取組状況と今後の取組予定）を記載してください。

地連NWの新規構築、既存地連NWの見直しに向けた準備状況

※新規構築の場合は、ネットワーク参加医療機関の呼びかけ状況、患者同意取得方法の検討状況、地連NW運営のための各種規程の整備状況等を記載してください。

※既存地連NWの機能追加・見直しの場合には、機能追加・見直しの内容、参加医療機関との協議状況等を記載してください。

対象とする地域における他の地連NW（計画中、構築中の地連NWを含む）との重複の有無

※対象とする地域において、他の地連NWとの重複の有無の確認方法を記載（必要に応じて資料を添付）してください。

単位:千円

事業費	平成30年度	令和元年度
総事業費(H+I+J) 単位:千円	0	0
(内訳)基金 国(H)		
基金 都道府県(I)		
その他(J)		

(※)費用内訳の(1)(2)等の番号は、本通知本文の番号と符合

下欄「詳細内訳」に記載する事項の例。それぞれ金額を記載。
(1) サーバー構築費
(2) サーバー更新費
(4) ①～⑥サーバー保守料、事務局人件費、事務局光熱水料など
(4) ⑦～⑨普及啓発費、需用費、諸謝金・旅費など

(使途別内訳)※総事業費の内訳	0	0	詳細内訳
(1)地連NW構築費用			
(2)地連NW更新費用			
(4)①～⑥地連NWの維持費(保守料、事務局人件費等)			
(4)⑦～⑨地連NWの維持費(普及啓発費等)			

(注1)(2)は機能追加や見直しの場合に限る。

(注2)(4)①～⑥は、令和元年度～令和3年度に限り、激変緩和措置(1)として基金からの支出が認められるものを記載すること。

金額を記載する場合には、「詳細内訳」欄に(4)①～⑥の区分を参考に金額の内訳を記載し、下欄の＜理由記載欄(1)＞に理由を記載すること。

(注3)(4)⑦～⑨は、令和元年度に限り、激変緩和措置の(2)として基金からの支出が認められるものを記載すること。

金額を記載する場合には、「詳細内訳」欄に(4)⑦～⑨の区分を参考に金額の内訳を記載し、下欄の＜理由記載欄(2)＞に理由を記載すること。

(注4)地連NWの立ち上げ初年度において、事務局人件費、普及啓発費等((4)⑤～⑨の経費)を例外措置として申請する場合には、

「(1)地連NW構築費用」の欄に金額を記載すること。「詳細内訳」欄には(4)⑤～⑨の区分を参考に金額の内訳を記載すること。

	平成30年度	令和元年度	備 考
地連NWの総支出(年間見込み) (K)			
地連NWの総収入(年間見込み) (L)			
会費収入総額 (年間見込み) (M)			
総収入に会費収入が占める割合 (M)／(L)	#DIV/0!	#DIV/0!	

(注5)備考欄には、会費収入の割合が低い場合、その理由、会費収入割合の向上に向けた取組を記載すること。

＜理由記載欄(1)＞

(4)①～⑥地連NWの維持費(保守料・事務局人件費等)を必要とする理由(自立的運営が困難な理由と今後の見通し)

(注6)今後の見通しについては、地連NWの維持費を賄うだけの収入を確保するため、会費収入等の改善計画を具体的に記載すること。
自立的運営のために必要な会費収入が見込めない場合には、地連NWのランニングコストを引き下げるなどの改善計画を具体的に記載すること。

＜理由記載欄(2)＞

(4)⑦～⑨地連NWの維持費(普及啓発費等)を必要とする理由

(注7)既に成立している各都道府県予算や既に行われている各地域での取組等、基金からの支出がやむを得ず必要な理由を詳細に記載すること。